

午前10時00分 開 議

○委員長（高橋政実君） おはようございます。これより予算審査特別委員会を再開いたします。

現在の出席数は17名であり、定足数に達しているので、会議は成立いたしました。

直ちに議事に入ります。

議事に入る前に一言。きょう11時に全国版Jアラートのテスト放送があるということでございますので、その間ちょっと中断になるか、あるいは会議に妨害にならなければそのまま進めさせていただきますけれども、そういうことがありますので、よろしく願いいたします。

本日は、議第2号から議第9号までの計8件の審査を行います。

なお、採決及び意見の聴取についても議案ごとに行います。

それでは、議第2号 平成30年度胎内市国民健康保険事業特別会計予算について質疑を行います。

初めに、歳出全般について質疑を行います。ご質疑お願いいたします。

丸山委員。

○委員（丸山孝博君） おはようございます。251ページ上段に、市長の施政方針で国保の問題では新たな取り組みとして特定健康診査や人間ドックを受診され、かつ一定期間医療機関を受診することなく健康に過ごせた被保険者の方々にささやかなプレゼントを用意し、それを健康増進のためインセンティブとして推進したいと考えておりますということで、奨励記念品として100万円計上されています。

そこでお聞きしますが、特定健康診査や人間ドックを受診され、かつ一定期間ということになっていきますけれども、その一定期間というのはどれくらいなのか。

○委員長（高橋政実君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） お答えいたします。

年度を予定してございまして、平成30年度につきましては平成29年度中に医療機関を受診することなく健康でお過ごしの方ということで考えてございます。

以上です。

○委員長（高橋政実君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） ここでは100万円、記念品ということになりますが、何個か。何人分か。

○委員長（高橋政実君） 市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） 対象者として200人分で、プレゼントの中身ですが、5,000円程度ということで考えてございます。

○委員長（高橋政実君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 私は、これを聞いて、受診抑制にならなければいいがなというのが若干横切ったのです。そこら辺はどういうふうに考えますか。

○委員長（高橋政実君） 市長。

○市長（井畑明彦君） この件につきましては、運営協議会でもそういうご意見等も賜りました。くれぐれも受診抑制というようなことではなくて、制度の趣旨を十分ご説明した中で、そもそも健康診査もお受けにならないとかそういう方ではなくて、健康診査もお受けになって健康の意識をふだんから持っていらっしゃる方であれば、そのあたりについても十分ご理解をいただき、受診抑制というそういった懸念も払拭されるであろうと、このような結論づけがなされ、まさにインセンティブとして取り組んでいこうという、そういう方向づけがなされたという経緯でございますので、よろしく願いいたします。

○委員長（高橋政実君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 奨励記念品制度については、これは自主申告、申請するのか、それとも役所のほうで通知を出すのか伺います。

○委員長（高橋政実君） 市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） 私どものほうで特定健診、それと人間ドックのデータを持っていますし、また医療機関に受診している、していないというデータも持っていますので、私どものほうで対象者を拾い上げてというふうに考えてございます。

以上です。

○委員長（高橋政実君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 役所のほうでデータがあるので、それに基づいて本人に連絡するということですが、その場合通知をして役所にとりに行くことにするのか、それとも役所のほうで、中身はわかりませんが、届けるのか、どちらですか。

○委員長（高橋政実君） 市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） 発送品の内容でございますが、商工会と連携をいたしまして、市内商店のお菓子詰め合わせであるとか、そういった商品を考えてございます。それで、こちらのほうにとりに来ていただくような、そういった手間を省くために今商工会のほうといろいろ詰めているところでございます。できれば引きかえ券なりで対応したいと考えてございます。

以上です。

○委員長（高橋政実君） 羽田野委員。

○委員（羽田野孝子君） 200人ということですが、それは前の実績から拾われていらした、一応試算される時拾ってみられた人数ですか。どうでしょうか。

○委員長（高橋政実君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） 今持っているデータから試算をいたしました。医療機関にかかっていない人は550人程度いるのですが、そこから特定健診、人間ドックを受診している方ということで拾い上げたという数値でございます。

以上です。

○委員長（高橋政実君） 榎本委員。

○委員（榎本丈雄君） 251ページの19節、各補助金、人間ドック助成金、それから脳ドック、胸部、腹部のCT助成、これは何名分で、1人当たりどのぐらいの補助になっておりますか。

○委員長（高橋政実君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） まず、人間ドックでございますが、予算では基本健診として1,025件を見込んでございます。こちらのほうは、基本的にその費用の3分の2を助成するとして、上限2万5,200円というふうに定めてございます。

また、脳ドックのほうでございますが、中条中央病院、またそれ以外ということで補助の金額が違いますが、合計で50件を見てございます。中条病院につきましては、市民、そして国保ということで自己負担額9,000円でございますし、それ以外につきましては上限2万3,800円ということでございます。

また、胸部、腹部CTの助成でございますが、予算上265件を見てございます。費用のほうですが、3分の2の助成で、上限8,640円ということで定めてございます。

以上です。

○委員長（高橋政実君） 渡辺宏行委員。

○委員（渡辺宏行君） 国保税の関係なのだけれども、新年度から今度統合されると、一本化なるということだけれども、実際これから例えば県に一本化になったときに将来的にこれ目指すところというのは、例えば保険料にしても今度一本化される方向で進むのか、今国保会計がどこの市町村も厳しいから、一時的にそうやって運営を立て直していくその一つの手段でもってやるのか、その辺というのは将来的にどう持っていこうという方向づけというのは一本化になる時点でどう話し合いをされているのか、この中において、その辺ちょっとお聞かせ願いたいだけれども。

○委員長（高橋政実君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） まず、どこに向かっているかということでございますが、まず県の方針としては将来的に県内どこの市町村にお住まいの方でも同じ保険料率としたいという意向は持ってございます。実際に他の都道府県ではそういうふうに取り組んでいるところもございません。ただ、各市町村ごとで保険事業であったりとか、また所得水準であったりとか、さまざまな違いがございまして、新潟県におきましてはすぐに一本化というところまで議論は深めておりませんというか、そこまで深まっではないという状況で、とりあえずこのような私どものほうかというか、制度改正においてとりあえずこれで進むということではございますが、先ほど申したようにいずれは一本化にしたいという意向は持ってございます。

以上です。

- 委員長（高橋政実君） 渡辺委員。
- 委員（渡辺宏行君） そうすると、この基金の関係も今使途が今度若干変わってくるというふうなあれでやったよね。この基金の関係も将来的には、では各市町村で持たなくてもいいと、運営そのもの自体がそういうふうな方向づけされていくのであれば、そういう考え方でいいのだろうか。
- 委員長（高橋政実君） 市民生活課長。
- 市民生活課長（須貝 実君） どの程度の期間で統一化されるかというのはこれからの議論になりますが、それまでの間は私どもの財政上何か足りないということがあれば基金で対応いたしますが、いずれは、後期高齢者医療でも同じようなのですが、各市町村で基金を持つことなく、県の基金一本でいくのではないかなというふうには思っています。
- 委員長（高橋政実君） 渡辺俊委員。
- 委員（渡辺 俊君） ということは、この今……
- 〔「今何、歳入なの。歳出って言わなかった。違う。いいの」「まあいいんじゃないかな」と呼ぶ者あり〕
- 委員（渡辺 俊君） では、歳出。歳出で。
- 〔「歳入で聞こうかなと」「いいんだっけ」「いいんだよ。今の入っているもんな」と呼ぶ者あり〕
- 委員（渡辺 俊君） 例えば事業費の納付分、県に納付しなければならないわけだ。これ100%納付しなければならないと義務づけられているわけだ。そうした場合、例えば足りない分、市で、今言った基金なんて180万円だかしかないわけだろう。そうして足りない分は一般会計から法定外の繰り入れということになってくるのだかね。
- 委員長（高橋政実君） 市民生活課長。
- 市民生活課長（須貝 実君） まず、法定外の繰り入れというような状況に陥らないように全て計算はし尽くしているところではございますが、ただ仮に保険税でその納付金が賄えないという事態に陥った場合は、県のほうの財政安定化基金というものがございまして、そこから借りが可能でございます。ただ、やはり借りがございまして、3年以内にそれを償還しなければならないということが原則となっております。とりあえず借りがございましてその年度は賄えるというような仕組みとなっております。
- 以上です。
- 委員長（高橋政実君） 渡辺俊委員。
- 委員（渡辺 俊君） ということは、やはりここ特別会計で基金をつくっておかなければならないのではないかね。どうなんだね。
- 委員長（高橋政実君） 市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） 委員おっしゃるとおりで、県の一本化になるまでの期間がどの程度の期間を要するかというのはわかりませんが、それまでの間は基金は存続させ、できるだけ余った部分といいますか、余剰金をそこに積んで、何かのときの不測の事態に対応してまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長（高橋政実君） 渡辺俊委員。

○委員（渡辺 俊君） それは、さっき渡辺委員さんからお話あって、都道府県で一本化になっていって、そして保険税も統一されていくとなれば、そういうことにおいて胎内市民に何か影響はきっとあるのだろうね。胎内市にとって。保険税が県統一になれば、いい方向に行くのだからね。

○委員長（高橋政実君） 井畑市長。

○市長（井畑明彦君） 私のほうから総論的な部分でお答え申し上げたいと思うのですが、先ほど課長のほうから答弁させていただきましたように、実は30市町村の中で所得水準、医療費水準が異なっておりまして、それがために県では市町村ごとに幾ら納付してくださいねというような話になっています。胎内市の場合は、医療費水準が高いといったところが実は県内の中で一つの特徴として、ここ数年来というか、長きにわたって傾向として残念ながらございます。都道府県一本化になりますと、基本的にはまさに保険者が県に、実質的な保険者も県になるということで県内で統一されて、恐らくは胎内市は医療費水準は高いのだけれども、納める保険料は相対的に減じられてくるという憂いがなくなるといった部分は率直にあるだろうと。だから、一本化されたときに胎内市の被保険者にとっては、それをプラスと言えるかはいろいろな捉え方があるかと思いますが、影響としてはそういうことが率直に想定されるところでございます。いずれにしても、せっかく保険者移行ということであれば実質的にも県が全てを担うという一元化、そこを目指していこうというのが本来あるべき姿で、望ましい形なのであろうと。いろいろな市町村からのヒアリング、意見聴取がなされた折にもこれまでの中でもそのように胎内市からも申し出ておりまして、何とかそれが趨勢となって現実になってくれることを願う次第でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（高橋政実君） 羽田野委員。

○委員（羽田野孝子君） 新潟県は医療費が低いのですよね、全国的に見ると。胎内市ってそう悪くなかったと思うのですけれども、今結構いっぱい医療費を使っている、1人当たり、ということになっているのですね。何位ぐらいなのでしょう。

○委員長（高橋政実君） 市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） 今ほど市長からも答弁をいたしました、30市町村の中で水準的に上から9番目に高いということでございます。

○委員長（高橋政実君） 羽田野委員。

○委員（羽田野孝子君） 247ページの19の退職被保険者等療養給付費が随分下がって上げられてい

るのですけれども、退職被保険者と療養給付費が4,376万3,000円で、去年は9,495万7,000円になっていたのですが、随分低くなっておりませんが、どういうわけか教えてください。

○委員長（高橋政実君） 市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） 対象となります被保険者の数の違いでございます。その退職者医療制度といいますのが平成27年の3月末で廃止はされたのですが、現在経過措置として存続してございます。年々対象者は減ってくるということなのですが、平成31年末で全てなくなると、廃止になるというような仕組みでございます。

以上です。

○委員長（高橋政実君） 羽田野委員。

○委員（羽田野孝子君） あと、一般被保険者高額療養費が随分上がっていました。去年は3,949万5,000円ですので、2,500万円ぐらい高くなっておりませんが、どうしてなのでしょう。

○委員長（高橋政実君） 市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） 一言で言うと、高額となる医療費が年々増加しているということでございます。こちらのほうの保険給付費につきましても県のほうのシステムを使いまして、過去の3カ年の数値をもとに推計をしております。その数値をもとに私どものほうで決算等々を考慮して本年度の予算を定めたというようなところでございます。

以上です。

○委員長（高橋政実君） 羽田野委員。

○委員（羽田野孝子君） どんな疾病の方たちが高額医療になっているか、人工透析の方は多いよとかというふうには聞いておりますけれども、いかがでしょう。

○委員長（高橋政実君） 市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） 全てを捉えているわけではないのですが、今ほど委員から言われたCKTであるとか透析の患者さんというのが年々増加している傾向でございます。こちらのほうは、糖尿病からどんどん進行していくということがありますので、そちらのほうの高額医療が伸びているのではないかなというふうには思っております。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） いいですか。

〔「いいです」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） では、ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） それでは、ほかに質疑はないので、以上で歳出の質疑を打ち切ります。

次に、歳入全般、一時借入金及び歳出予算の流用について質疑を行います。ご質疑お願いいたします。

薄田委員。

○委員（薄田 智君） 先ほど両渡辺さんからの話で、私も関連するのですが、220ページ、国保の保険税、予算出ていますね。本年度が5億7,000万円。昨年に比べて約8,000万円ほど減っている。30年度から一応運営が今度県に移るよという方向ですよね。保険料下がっていますが、胎内市の1人当たりの平均の保険料というのは下がるのですか。その辺を教えてください。

○委員長（高橋政実君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） お答えいたします。

平成29年度の賦課ベースでの比較をさせていただきたいのですが、平成30年度、本年度の予算上においては軽減後の1人当たりの賦課額といたしまして10万2,404円と見込んでございます。平成29年の賦課ベースのときには11万1,660円ということで、差額9,256円、軽減後1人当たりの賦課額が下がるというように見込んでございます。

以上です。

○委員長（高橋政実君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） 昨年度の決算の資料をもらったのです。それもらって本当びっくりしたのですが、国保に加入している方7,500人いて、年収が200万円以下の方が8割、そんな状況なのですが、国保って大体……

〔「所得の年金」と呼ぶ者あり〕

○委員（薄田 智君） うん、所得。他市町村も大体こんな感じで推移しているというふうを考えてよろしいのでしょうか。

○委員長（高橋政実君） 市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） 他の市町村のところ詳しくはちょっと承知していない部分ありますが、ただ全国的に言われているのが、やはり企業を退職されて、その後加入される方も多いですし、加入者の方もまた後期高齢に至るまでの方が多ということで、やはり所得については委員がおっしゃるとおりに200万円以下という方が8割程度いられるというような状況です。ちなみに、胎内市の場合でも年々の割合というのはそうそう変わらない、やはり8割程度で推移していたというような状況です。

○委員長（高橋政実君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） それで、やはり一番国保加入者が心配しているのは、30年度から運営が県に移るよと、保険料どうなるのだと。今の段階ではちょっとわからない部分あるかもしれませんが。今ほど年間11万円から10万円に減ったわけですね、1年間。将来を見通してどんな予想を今立てているのかなという質問なのです。

○委員長（高橋政実君） 市長。

○市長（井畑明彦君） お答えいたします。

ただいま委員の言われるように、担当課長から答弁させていただきましたように来年度、今年度と比較して1万円弱の保険料の引き下げはあり、これは間違いのない予測として確かなところでございます。なぜ下がるのかというのは、医療費が下がったからとか、そういうことではなくて、国費が投入されたがゆえに、それを充てて1万円ほど低減できたと。その先の見通しについてなのですが、実は間違いなく1人当たりの医療費は残念ながらとどまるところがなく、少しずつではありますが、上がってきているといったところがございます。そうすると、今年度示された県の納付額、基準値としてこのあたりの額を納付してくださいねといったところが昨年度から比べるとうんと下がったのですけれども、ではその次、再来年度といいたるところで、残念ながらこれは5%程度であったり、6%程度であったり、1人当たりの医療費が医療の高度化その他の理由から上がってくるであろうと。我々いろいろ議論したのは、ではあまり今年度1万円ほど下げてまたちょっと上がるというような、そういうことはできるだけしないでおけたら一番いいですねという議論も実はございました。しかし、必要以上に我々が留保して、それから下げられるものを下げずしてといったことであってはなかなか被保険者の方々が大変であろうと。今年度は今年度、来年度は来年度として、再来年度若干上がることはあるかもしれないけれども、それでもできるだけ県から示された値に忠実に賦課をさせていただいて、今申し上げましたとおり、再来年度上がらなければ一番いいのですけれども、若干上がる可能性があるということは被保険者の方々にもお伝えしておかなければいけないということで報告をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（高橋政実君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） よくわかりました。

そしたら、来年度というか、31年度からもう県の統一の保険税に移行するというふうな形で理解していいのですか。それもまた違うのでしょうか。

○委員長（高橋政実君） 市長。

○市長（井畑明彦君） そこは先ほど担当課長も答弁いたしまして、本当はできるだけ早目に、おっしゃるように31年度あたりであれば一番望ましいのですけれども、都道府県ごとに相違があるのが実際でございまして、なかなか30市町村のコンセンサスを心得て県もそういうふうに踏み切っていくといったところまでは至ってございませんし、仮に31年度からそうなったとしても、先ほども申し上げましたようなか所の中で県がどういうふうな、例えば一本化されたとしても3年後ぐらいのところを見込んでこのぐらいの値に一応上げておきましょうと、3年間の増加を見込んで中間的なところをとっておきましょうと、あるいはそうはやらずに若干毎年少しずつ上がることになってもそれはそれとして賦課をさせていただきますと、これはなかなかまだ見通せない要素であります。そこもあわせてご理解賜りたいと思います。



○委員長（高橋政実君） 渡辺栄六委員。

○委員（渡辺栄六君） 保険税の歳入で217ページ、前年度より1億円減額になっています。今ほどの話にもありましたように、保険税の引き下げによる要因でこの約1億円が減額になったのでしょうか。

○委員長（高橋政実君） 市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） お答えいたします。

大きな要因は、その保険税の減額分でございます。また、被保険者の数も年々やはり減少してございまして、その分も加味されてこれだけの減額になったということでございます。

○委員長（高橋政実君） 渡辺委員。

○委員（渡辺栄六君） 今ほど市長の説明の中にも今回の保険税引き下げ、1人当たり約九千幾らでしょうかね、その分が今回引き下げられたとしても、これは継続的にベースとしては続くということではないということでは理解していいのですか。

○委員長（高橋政実君） 市長。

○市長（井畑明彦君） 先ほども申し上げましたように、国がここに財政的な支援をして、それが一過性でない限りはここをベースにして続いていくであろうというふうに捉えられます。すなわち、これから先も医療費の増加その他がなければ大体この来年度に向かって引き下げたベースで推移していけるというふうに捉えてよかろうと思います。社会保障に関する国の政策が大きな転換その他によってやはりこれからも続けていくことが無理であると、国保に対して支援していくことが無理であるとか、そういうことにならない限りは一応は来年度ベースが恒常的に続いていくと。あと、引き上げの要素として考えられるのは、再三申し上げております1人当たりの医療費の増加、すなわち給付に要するお金の関係でどうしても上げなければいけない、国費を投入してなおかつ医療費がかさんでくるというようなことがあったときに増加要因になってくるということでご理解賜りたいと思います。よろしく申し上げます。

○委員長（高橋政実君） 渡辺俊委員。

○委員（渡辺 俊君） 関連で。被保険者数が少なくなっていくと、超高齢化時代だと、そうするとその人たちが後期高齢医療に入るわけですね。団塊の世代が。そうすると、国保の被保険者数もうんと下がっていくわけですね。下がっていった場合、例えば国保税の収納率、これなんかを向上させていかなければならないわけですね、まずは。漏れなくと。そうした場合には低所得者層に対して何かしらやはりいい影響を与えないのでないかなということは考えられるのだけれども、どうですか。

○委員長（高橋政実君） 市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） 被保険者数が国保では減っていきますが、反面後期高齢者のほうでは年々増えていくということでございます。低所得者層に対しましての仕組みというものもや

はり国のというか、国保の制度上も設けられてございまして、その所得に応じて7割であったり、5割であったりとかの均等割、平等割の軽減措置がありますので、まずはそちらで対応していくということになります。

以上です。

○委員長（高橋政実君） 渡辺俊委員。

○委員（渡辺 俊君） ちなみに、29年度収納率はどれくらいになる。予想として。

○委員長（高橋政実君） 市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） まず、28年度決算終わってございますので、そちらの収納率でございますが、現年分については96.69%、滞納繰越分については19.35%という状況でございます。平成29年度におきましても、現状の数値を見る限りでは同じような率になるのではないかなというふうには予測してございます。

以上です。

○委員長（高橋政実君） 渡辺俊委員。

○委員（渡辺 俊君） それが新制度、30年度はもっと上がるのですか。収納率も。

○委員長（高橋政実君） 市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） 収納率については、胎内市の場合そんなに悪い数字ではなくて、まあまあいい数字になってございます。30年度におきましても同様の収納率は見込めるというふうには考えてございます。

以上です。

○委員長（高橋政実君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 国保というのは被保険者の多くが低所得者層なのだということで、それにもかかわらず保険税が高いという構造的な問題があるということはもう皆さん認識を一つにしていると思うのですが、そういう中で先ほども質疑の中で出ていた軽減の問題がありますけれども、国保税の法定軽減の割合、7割、5割、2割、それぞれ新年度予算を編成するに当たってどのようにされたのか伺います。

○委員長（高橋政実君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） 新年度予算編成に当たりまして、軽減世帯数を見込みました。7割軽減世帯でございますが、率にして26.5%、5割軽減世帯は17.6%、2割につきましては13.8%、合計では軽減世帯数が57.9%ということで見込んでございます。

○委員長（高橋政実君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 県に移行をすることによって5割、2割が緩和されますけれども、その影響というのはどれくらいですか。

○委員長（高橋政実君） 市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） 県に移行ということではなくて、制度改正によるということですが、5割につきましては……済みません。影響額全体で申しますと、62万円ほど影響があるということがございます。62万円ほど下がる状況であります。世帯数におきましては、21世帯が影響といいますか、変わる世帯でございます。

以上です。

○委員長（高橋政実君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 市長は、私の代表質問に対して、子育て、あるいは低所得者層に対して軽減すべきだということに対して、特に子育てのところ、例えばということで第3子、あるいは就学前とかいう提案をしましたが、市長は国の制度をやはり重視しているようで、そちらのほうで改正されない限り厳しいので、意見として上げたいみたいなことを言っていましたけれども、結構調べるとよそでは条例改正によって子育て支援のための軽減をやっているところは独自でありますよね。そういうことについて市長はやはり取り組む方向という、姿勢というのはないのですか。

○委員長（高橋政実君） 市長。

○市長（井畑明彦君） お答えいたします。

今のようなお話を全否定して考えているつもりはございません。ただ、答弁でも申し上げましたように、子育て世代であったり、第3子であったところの均等割を、そこを援助するということは、すなわちそれ以外の世帯の方の均等割が必然的に増えるということを意味します。それが公平や平等といったところでほかの被保険者のコンセンサスが得られるでしょうかと、それは簡単ではないというふうに捉えているということがございます。現実医療費がどういうふうになっているかという、医療費については例えば子供であれば18歳までかからないというふうにしているわけがございます。国保のそういった制度設計にまでそれを持ち込むということは少しやはり乖離があるでしょうと。もう一つ私が一貫して申し上げているのは、全国市長会等でも申し上げて今そういった声が趨勢になってきつつあるのですけれども、確かに全国で子育て支援や保育料もそうです。それから、給食費の問題等もみんなそうなのですけれども、果たして生まれた地域によってそういう差が生じていることというのはどうなのでしょうかと。医療費であったり、それから国保を含めた社会保障であるのは、よくよくナショナルミニマムというふうな言われ方をしますけれども、国がしっかりと責任を持って、生まれた地域において差が生じることをないようにしていくことが一番大事であろうと。財政力が豊かなところはこれがただですねとか、そういったばらつきが生まれた子供によって地域差があるということを解消していくことのほうが大事ではなかろうかと、ここを大事にしていきたい、そういう趣旨で申し上げているところでございます。

戻りますけれども、全否定しているものではございませんけれども、そういった制度について

はまさに国民健康保険でございますので、本来あるべき形で国がしっかりと考えてほしい。ですから、委員の言われることは市町村からの要望を通じて国で実現してほしいと、現行そのように考えて取り組んでいるところでございます。よろしく申し上げます。

○委員長（高橋政実君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） 質疑がないので、以上で議第2号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。議第2号 平成30年度胎内市国民健康保険事業特別会計予算について直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） 異議がないので、これより採決します。

議第2号は原案のとおり可決すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） ご異議なしと認めます。

よって、議第2号は原案のとおり可決すべきと決定いたしました。

これより附帯決議として議第2号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） 意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、議第3号 平成30年度胎内市後期高齢者医療特別会計予算について質疑を行います。

予算全般について質疑を行います。ご質疑願います。

丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 299ページ、後期高齢者人間ドック助成金。これは1人1万円だと思っておりますけれども、これについてもそうなのですけれども、74歳までは国保、ドックの場合は3分の2補助するのだと。75になった途端に同じ検査をしても1万円しか補助されないというのはどうも不公平ではないかという意見というのは、もうこの後期高齢者医療制度始まってからずっと根深く、根強くあるのですけれども、むしろ75歳になってからのほうが、健康でやはり長生きしてもらいたいということからして、負担をかけずにやはり受診できるようなシステムということから考えれば、1人1万円というのはどうしても少ない、国保ドック並みの3分の2にすべきだという意見というのはあると思うのです。そういうことを、これは県の制度ですけれども、県のほうで議論というのはないのですか。

○委員長（高橋政実君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） お答えいたします。

後期高齢者人間ドックでございますが、最近の傾向からして受診者の数というのは年々増えてございます。やはり健康に、そういった健診に意識のある方というのが75歳を過ぎててもどんどん

増えているのだろうというふうなことから、この数字からも見受けられます。それで、広域連合のほうでもやはり各市町村から今ほど委員が言われたような声というのは出てございます。それで、何とか補助金の率を上げて、増えていく高齢者の負担を少しでもなくしていただきたいという声は上がってはございます。ただ、現実としてそれがなかなか制度的に反映されていないというふうなところでございます。それで、ちなみに30年度におきまして1人1万円の補助はしているのですが、これは国の補助制度としてその額自体を減らすというふうな方向づけがされています。今の1万円の4分の3ぐらいの補助金が国からの交付金なのですけれども、国がその分補填していただけないというように制度が改正されてございます。それで、しかしながら今ほど言ったように何とか1万円だけは堅持してもらいたいということで、新潟県の広域連合ではその差額分の4分の1部分を上乘せして1万円は確保したということでございます。したがって、今ほど委員から言われたようなことも含めて、これからの協議会においても声を上げていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○委員長（高橋政実君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 新年度から胎内市の場合は13.35%保険料が上がるということですが、保険料の軽減の特例措置というのが29年度から段階的にされていくというふうに聞いていますけれども、影響額というのは、29年度でもいいですが、30年度でもいいですけれども、どのくらいになるのですか。

○委員長（高橋政実君） 市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） 影響額でございますが、こちらのほうも広域連合のほうで試算をしております。それぞれの軽減割合によって影響額が異なっているのですが、そのトータルで見ますと300万円ほど下がるというような状況になってございます。

以上です。

○委員長（高橋政実君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 限度額というのは、幾らから幾らになる。

○委員長（高橋政実君） 市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） 賦課限度額でございますが、現行57万円のところが平成30年度から62万円に上がるというような状況です。

○委員長（高橋政実君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） 質疑はないので、以上で議第3号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。議第3号 平成30年度胎内市後期高齢者医療特別会計予算について直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） 異議がないので、これより採決します。

議第3号は原案のとおり可決すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） ただいまの委員長の宣告に対し異議がありますので、この採決は起立によって行います。

議第3号は原案のとおり可決すべきと決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（高橋政実君） 起立多数と認めます。

よって、議第3号は原案のとおり可決すべきと決定いたしました。

これより附帯決議として議第3号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、議第4号 平成30年度胎内市介護保険事業特別会計予算について質疑を行います。

予算全般、一時借入金及び歳出予算の流用について質疑を行います。ご質疑願います。

渡辺栄六委員。

○委員（渡辺栄六君） それでは、お願いします。

343ページ、13節で委託料、地域介護予防活動支援事業委託料で888万円載っております。それから、その下の15節の工事請負費、健伸館の駐車場舗装工事というふうに載っております。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員（渡辺栄六君） 343ページです。昨年健伸館ができて、当初の利用者見込みと、それから現況についてお願いします。

○委員長（高橋政実君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝敏昭君） お答えいたします。

初めに、1点目の地域介護予防活動支援事業でございます。その委託料の内容でございます。こちらの内容といたしましては、高齢者が参加しやすい身近な地域において介護予防が積極的に推進されるよう、介護予防活動の実践的な支援を実施するものでございまして、内容といたしましては介護予防リーダーの養成講座でありますとかスマイル体操の会、介護予防リーダー研修会、地域サロン支援、通いの場支援、サロンの支援等々でございまして、介護予防の推進を図るものでございます。

続きまして、2点目の健伸館の利用者数の実績を報告させていただきます。29年の4月より開設をいたしておりまして、この2月末時点の利用者数でございます。延べ人数といたしまして2,788名となっております。3月末の見込みでは、約3,000人程度と想定をしております。ち

なみに、1日当たりの利用者数は12.6人となっております。

以上でございます。

○委員長（高橋政実君） 渡辺栄六委員。

○委員（渡辺栄六君） 昨年女性委員との意見交換会の際の要望というか、お話を聞かせていただいたときに、地域の方は比較的定着して利用されているのですが、ちょっと離れたところから来てくださる方の伸びがあまりないと、もっといろんな方面から来ていただきたいという点が1点と、それとちょっと奥まっているということで非常に場所がわかりづらいと、できれば県道沿いに看板を取りつけてもらえないかというような声もありました。その辺についてどのようにお考えでしょうか。

○委員長（高橋政実君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝敏昭君） お答えいたします。

健伸館のPRということでございますが、現在健伸館通信という形でA4判、A4一枚の広報紙を毎月発行いたしております、それについては築地地区全域に対しての回覧等を行っているところでございます。また、今ほどそのようなお声があるということでございまして、新年度、30年度からは毎月市報のほうにPR文を掲載させていただくような予定を組んでおりますので、お願いいたします。

あと、看板につきましてもまたすぐというところではございませんが、ちょっと検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（高橋政実君） 佐藤陽志委員。

○委員（佐藤陽志君） 331ページ、上のほうの13節委託料777万6,000円、介護保険制度改正に伴うシステム改修委託料。これ本年度もあつたと思うのですが、来年度も引き続きあるようですが、またがっている理由を教えてください。

あと、343ページ、同じく委託料、この部分、送迎車運転業務委託料134万8,000円、この部分どういったものになるのか。昨年よりも倍ぐらいに増えている理由もあわせて教えてください。

○委員長（高橋政実君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝敏昭君） お答えいたします。

初めに、1点目のシステム改修委託料でございます。こちらについてもまた毎年度計上させていただいているところでございますが、介護保険制度、ご承知のとおり毎年制度改正等が頻繁に行われているということでございまして、今回計上いたしましたシステム改修の概要といたしましては、本年、平成30年の8月よりこれまで2割負担の方たちの中で現役並みの所得の方が3割負担になるという制度改正が行われる、それに対する備えでございます。また、高額介護サービス費の年間上限の新設ということでシステムの改修を行うものでございます。

それから、次の2点目、送迎車運転業務委託料の増額計上でございますが、こちらについては

介護予防教室の参加者に送迎を行っているものでございますが、こちらのほうの参加者の増加に対応するための増額計上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（高橋政実君） 榎本委員。

○委員（榎本丈雄君） 333ページの報酬費、介護保険運営協議会の委員報酬と、それから343ページの報酬費、地域包括支援センター運営協議会の報酬費、これは同じ介護のあれなのだから、一緒にしても私はいいと思うのだけれども、なぜこういうふうに分けるのですか。前もそうすけれども、健康保険審議会、後期高齢者医療保険のほうには審議会がない、あれは健康保険でやっているのでしょうか。だから、これも一括でできるのではないのですか。どうですか。

○委員長（高橋政実君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝敏昭君） お答えいたします。

今ほどの委員のご指摘でございますが、こちらの委員の、介護保険法によりまして、こちらは同一という形をとれないという形になってございまして、それぞれの委員会を設定させていただいているというところでございます。

○委員長（高橋政実君） 榎本委員。

○委員（榎本丈雄君） いつごろから、何年ごろからそういうふうになったのですか。合併前は健康保険、私も国保の審議委員やっていたけれども、1本で介護保険も全部やっていたけれども、いつごろからそういうふうになったのですか。

○委員長（高橋政実君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝敏昭君） こちらにつきましては、平成12年の介護保険法の制定から、施行からでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（高橋政実君） 榎本委員。

○委員（榎本丈雄君） 私、黒川時代、平成17年までやっていたけれども、その間平成15年までは審議委員やっておりましたけれども、そういう決まりは一切やめるまでは、認識していないのかどうなのか、なかったのですけれども、本当にそういう12年からなっていたのですか。

○委員長（高橋政実君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝敏昭君） こちらについては、先ほど述べましたとおり、平成12年の施行からということでございます。また、審議する内容もそれぞれ異なるということもございまして、その辺のありまして別建てということになってございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（高橋政実君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） 312ページの介護保険料についてお伺いします。

今回3,500万円ほど保険料が上がっております。数年前はもう全国统一の保険料、保険税だったのですが、各自治体によって変わったわけですが、胎内市の保険料というのはどのぐらいの位置なのかなという、県内30市町村の中で、その辺は把握されているのでしょうか。



○委員長（高橋政実君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝敏昭君） お答えいたします。

介護保険料の額というところでございますが、県内30市町村の中のちょうど中間、真ん中、15番程度と位置してございます。

○委員長（高橋政実君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） 中間ですか。わかりました。

それこそ65歳以上の人口、今約1万人ですよ。そのうち認定受けているのがこの間の資料で1,800人、大体18%ぐらいが率で認定を受けている。間違いなくやはり増えることはあっても減ることはないと思うのですが、この認定の率というのは、それも県内どのぐらいの位置なのかなという部分教えてください。

○委員長（高橋政実君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝敏昭君） 胎内市の認定率18%、県の認定率もほぼその辺、同等でございます。いわゆる平均的な数値というところでございます。

○委員長（高橋政実君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） これからますます介護保険というのが必要になってくると思うのですよね、高齢化が進んで。ということは、まさしくやはり保険料も上がるのかなという予想をしているのですが、将来の見通しはどうなのかなというのが1点と、もう一つは今特老に入りたいという人がやはり待機、待っていると思うのです。その辺の状況は、わかれば教えてください。

○委員長（高橋政実君） 市長。

○市長（井畑明彦君） 特養の状況について担当課長から答弁させていただくことといたしまして、介護保険料の推移はどういうふうに見ているかということについて私からここも総論的な部分でお答え申し上げます。

幸い胎内市の場合、介護保険に関して言うと介護予防が効果を上げておりまして、介護保険被保険者の認定は確かに18%なのですけれど、平均よりも軽度の方が多いといったところが幸いしているというふうに捉えております。これからも健康寿命の延伸に向けて健康づくりの取り組み、それから介護予防にウエートを置いていくことによって現行水準をできるだけ維持したい、できれば他団体と比してもその認定度合いが低いところにとどまって、それが結果的に保険料の増加の抑制につながるように努めていきたいと思っておりますし、そこについてはある程度希望の持てる現況かなというふうに捉えているところでございます。よろしく申し上げます。

○委員長（高橋政実君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝敏昭君） それでは、特別養護老人ホームの待機者に係るところでございます。こちらについては、平成29年の12月1日現在で国の調査に回答した数値でございます。広域型を含めた重複をされている方の待機人数といたしましては143名、その中で実人数、重複をしな

い人数といたしましては85名としてございます。さらに、真にサービスを必要とされている方、要介護3以上で在宅の方という方を抽出しますと、85名のうち24名の方が必要とする人数と捉えてございます。お願いいたします。

○委員長（高橋政実君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） 私、市民の方からやはり今状況的には本当に厳しいと、個人の所得もやはり上がらないし、年金も上がらない、だけれども介護で面倒見てくれる方がいない。そんな中で、特老というのはやはり入りたいのだけれども、入れない。そういったいろいろな加味した部分は、その入居の部分では十分考慮されておられるのでしょうか、現在。

○委員長（高橋政実君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝敏昭君） お答えいたします。

待機者、入所を申し込まれる方の入所判定、いわゆる順番が振られるわけですが、その入所判定会議の中におきましては真に必要な度合い等をしっかりと検証し、順位づけがされるという形でございまして、その辺については内容として加味をされていると考えてございます。

○委員長（高橋政実君） 羽田野委員。

○委員（羽田野孝子君） 前に一般質問のときに特別養護老人ホームの入所についてお尋ねしましたけれども、そのときに市としても早く特老に入れてあげたいという方が12人いらっしゃるとおっしゃっていましたがけれども、その方たちは動きがあったのでしょうか。

あと、私はこれに質問するに当たって特別養護老人ホームを幾つか訪ねてまいりましたけれども、今公平に順番がやられているかどうか気がなったのです。それで、伺ってみましたところ、月に1回会議をするのだけれども、ケアマネジャーさんと何とかで5人ぐらいで審査していらっしゃるということでしたけれども、「では、第三者機関はどなたが入っているのですか」とお聞きしましたら、「社協さんから来てもらっています」とおっしゃって、「ええっ、市の職員さんに来てもらわないのですか」と言いましたら、「いや、とても市の職員は忙しくてだめだと思います」というふうにおっしゃっていましたが、そこら辺何か不公平感がまだ残っていて、私も質問の後いろいろ当たりましたら、特老に入っている方も月15万円払っている方もいらっしゃるし、入れる方が施設を選べるようになったというのは、もうそれは平成12年からのことだったのですけれども、不公平感というのはどうしてもあるのです。ですから、それは市の職員も入るべきではないかなと思いますが、いかがでしょう。12人でよかったと思いましたが。済みません。

○委員長（高橋政実君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝敏昭君） お答えをいたします。

初めに、1点目の前回の回答の12人の動きということでございますが、申しわけございません。こちらについては確認をしてございませんでしたので、これから調査させていただきたいと思っております。

次に、2点目の公平性の確保というところで、市の職員が入っていないというところでございますが、こちらにつきましては各施設ごとに委員等を選任してございまして、市の職員が入っているところもありますし、ないところもあるという形でございますので、それぞれの施設サイドの委任という形になってございますので、よろしく願いいたします。

○委員長（高橋政実君） 羽田野委員。

○委員（羽田野孝子君） では、12人の方はまた後でお聞かせください。

335ページですけれども、上から2段目ですが、地域密着型介護サービス給付費が2,000万円上がっておりまして、あと次の下の段の施設介護サービス給付費が3,500万円下がっております。昨年度から比較して。これは、どういうことでそうなるのかお聞きします。去年と比較して。335ページです。

○委員長（高橋政実君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝敏昭君） お答えいたします。

こちらのほうの地域密着が伸びて施設介護が下がっているというところでございますが、こちらの予算計上に当たりましては実績数値に捉えた形で計上をさせていただいているところでございまして、施設型が下がっているというところでございますが、実質としてはそれほど数値的には変わってないのですが、予算計上のあり方としてより実績数値に合わせた形での増減ということで捉えてございます。

○委員長（高橋政実君） 羽田野委員。

○委員（羽田野孝子君） 次ですが、341ページをお願いします。第7次の介護保険事業計画を見せていただきました。そうしましたら、訪問サービスAについてですけれども、これが平成29年は25人、30年は35人利用される予定というふうになっておりますが、今私もサービスAについてかかっているのですけれども、なかなか利用される方が増えないので、例えば半年間計画をして、さらにその時点でサービスAを入れますかとケアマネジャーさんが相談なさるのだらうと思いますが、この間何人そういう方がいらっしやって、どれくらい利用されることになるのかお知らせください。

○委員長（高橋政実君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝敏昭君） こちらのサービスA、いわゆる現行相当ではなく緩和した基準によるサービスでございます。こちらのサービス利用者というのは、あくまでも本人希望、またケアマネジャーとの相談によりまして、こちらのサービスが適しているのではないかとというところで本人の意思やによりましてサービスを受けられている形でございます。人数として先ほど29年が25人で、平成30年が35人というところでございますが、こちらにつきましては見込みという形で数値を上げさせていただいております。こちらは、また利用者数が伸びないというところの指摘ございましたけれども、より利用者の希望に即した形でしっかりと対応してまいりたいと思

ますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（高橋政実君） 羽田野委員。

○委員（羽田野孝子君） もう一つで終わります。済みません。

あと、この計画では、訪問サービスBを30年度から3年間で市内全域で提供できるように努めたいというふうに記載しておりますけれども、うちの町内でもちょっとそれについて相談事がありましたけれども、なかなか利用されにくいところがあるのかなと思ったりしております、どんなところがまずくて、今後どうされてそんなに全域まで広がるようになさるようになれるのかちょっと教えていただきたいです。これは、ごみを出したり、その集落でつくるものなのですけれども、軽い、軽いサービスでごみ出しとかしても、あの中では掃除、洗濯とかも入っておりますが、お願ひします。

○委員長（高橋政実君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝敏昭君） お答えさせていただきます。

こちら訪問Bという形の、いわゆるその地域において支え合い的な形での活動が広がるようにというところのものでございますけれども、なかなか箇所が伸びないというところについては、いわゆるそのサービスを支えてくれる担い手の方たちがなかなかそろわないといえますか、数が伸びないというところが一番のネックとなっております。市といたしましても、そういうサービスの拡充のため、サービスの担い手となられる方の研修等、その広がりを持てるように努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（高橋政実君） 渡辺秀敏委員。

○委員（渡辺秀敏君） 今度介護保険法が改定になりますよね。それで、国の方針でもあるのですけれども、在宅復帰に取り組んだ介護施設に対しては加算が今度つくということになるのですけれども、市では加算の額をどれぐらいと見込んでいるのでしょうか。

○委員長（高橋政実君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝敏昭君） お答えいたします。

いわゆる介護の充実に対するインセンティブというところでの国の動きでございますけれども、具体的にこちらについて具体的な数値が示されてございませんので、市といたしましてはまだ何とも言えないところでございますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（高橋政実君） ほかに質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） ご質疑ないので、以上で議第4号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。議第4号 平成30年度胎内市介護保険事業特別会計予算について直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） ご異議ないので、これより採決します。

議第4号は原案のとおり可決すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） ご異議なしと認めます。

よって、議第4号は原案のとおり可決すべきと決定いたしました。

これより附帯決議として議第4号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、議第5号 平成30年度胎内市黒川診療所運営事業特別会計予算について質疑を行います。

予算全般、債務負担行為及び一時借入金について質疑を行います。ご質疑お願いいたします。

渡辺栄六委員。

○委員（渡辺栄六君） 380ページ、医療診療費で大幅に減額されています。常勤医師がやめられて、幸いなことに臨港病院から交代で派遣していただいて、週1回半日の診療というようなことで医療費が大幅に減らされたものとは思いますが、今まで隣にあるはりきゅう、マッサージ等の関連で常勤の医師の方ははりきゅう、マッサージのほうは医療方針の、県であまり推奨されていないということでした。今後医師の方が派遣されてきた場合、その辺はどうなるのかということ、週1回の半日程度の先生が来ていただけるわけですけれども、今まで訪問診療されていた方の対応が今後どういうふうになるのか、お願いします。

○委員長（高橋政実君） 木村健康づくり課長。

○健康づくり課長（木村律子君） お答えいたします。

はりきゅう、マッサージについての意見書がありますが、臨港病院の週1回の先生ですが、必要な患者さんがいれば書いてくださるものというふうをお願いしております。

あと、週1回半日の診療ではありますが、今までどおり必要な方には訪問診療も継続しております。

○委員長（高橋政実君） 渡辺栄六委員。

○委員（渡辺栄六君） ごくわずかだとは思いますが、大長谷地区の方の声を聞いたことがあります。近くに医師がいないというようなことで、在宅で体調を壊されている方が、近くにいないので、関川村から医師に来ていただいて訪問診療を受けたという話を聞きました。その意味で、今後いろんな意味でもう医療が在宅医療だとか在宅みとりとかという希望者が増えてくるわけですけれども、今後幸いなことに医師にも来ていただけるということだけでも地域の方がある程度は安堵している点はあるのですけれども、今後どんどん進んでいく医療について市長はどのようにお考えで、今後どのように構想を考えておられるのか、お願いします。

○委員長（高橋政実君） 井畑市長。

○市長（井畑明彦君） お答えいたします。

私たちが主としてといえますか、行政としても地域医療を守るということは大切な責務としてこれからも担っていかなければいけない、そのときに考えなければいけないのは、よくよくただいま黒川診療所の関係でご質問を頂戴しているわけですが、黒川診療所という施設を守るという視点ではなくて、まさに地域医療を守るという視点をますます大事にしていかなければいけないであろうと。診療所に来なければ診療ができないといったことで、それで事が終わってしまうのではなくて、まさに委員言われるように訪問診療、往診というようなことを、これは再三申し上げているのですけれども、さらに医療圏を少し広げて、あるいは柔軟に捉えてやっていかなければ成り立たないといったところが出てくるのではないかと。それは、地域に関して言うと県立坂町病院とこれまでもかなり連携を深めていただいているいろいろやっていたので、これまでも、これまで県に対して県立坂町病院のその機能を維持してほしいといったことをまずこれからも重要な課題として行っていかなければいけないというふうに思っております。

いま一つは、なかなか経営的にも中条中央病院も苦しかったりしているということを理事長さん、院長さんからお話をお聞きすることがあるのですけれども、ここもやはり医療のないところにはなかなか人が定住してくれないといったところがありますので、極めて不可欠で大切な行政施策としても位置づけながら、そしてさらには開業医の先生方とこれからいろいろと意見交換などをして、現状、そして短期、中長期といったところで分けて対応策を考えていかなければいけない局面に入ってきていると、間違いなくそういったところに入ってきていると考えております。休日診療所そのもののありようについても見直しが必要だといったところがございます、いずれにいたしましても限られた医療資源、これをどういうふうにしていきたいと思いますか、それからやはり今ほど申し上げたところと関係してくるので、医療施設もさることながら、その資源の中では医師の確保ということが極めて大事であることは論をまたないわけでございますので、今新潟県では幸い少しだけ医師確保に明るい兆しが見えてきて、あとは遍在を何とか解消していけるように、これは我々で単独でできることは限られているかもしれませんが、いろいろある行政機関、県でいうならば病院局等々協議したり、要望を強く行ったりなどしていくこと、それに尽きようかなと思っております。具体についてさまざまほかに有効な手だてがあれば必ず実施してまいりたいと思っておりますし、診療所の話にまた戻りますと今1週間に1回といったところを臨港さんのご協力でそのようになっているわけですが、その他ほかの選択肢、あるいは招いて来ていただければ、幅広くお声がけやヒアリングなどもさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○委員長（高橋政実君） 榎本委員。

○委員（榎本丈雄君） 368ページ、収入の件ですけれども、節の1、歯科使用料4,329万6,000円、

それから下のはりきゅうマッサージ使用料、これ120万円。こっちに戻りまして、歯科医療費支出のほうですけれども、380ページ、これを見ますと若干黒字かなというような感じです。年どのくらいの利用者に週何回やっておられるのかと、それからはりきゅうのほう、はぐりまして382ページ、これの賃金見ますと182万3,000円。収入のほうと比べると若干マイナスになっております。これも黒字に持っていくには、やはりどういった方がどういったはりきゅうを利用しているのか。大いに利用してもらわないとこれ黒字にならないわけでございますけれども、どんなお考え持っておられるのか。

○委員長（高橋政実君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（木村律子君） 369ページの歯科診療費ですが、歯科診療費につきましては少し黒字ということですが、歯科のほうは黒川庁舎の近くの歯科分室と黒川診療所の歯科があるわけなのですけれども、それが合わせての使用料になっております。

〔「何名ぐらい」と呼ぶ者あり〕

○健康づくり課長（木村律子君） 利用者的人数としては、合わせて6,170人を見込んでおります。歯科分室では5,400人程度、診療所の歯科のほうでは770人ぐらいを見込んでおります。実績からです。

それと、はりきゅう診療所の歳出と歳入を見込んで赤字になっているということなのですが、黒字に持っていくにはということですが、必要な方に利用していただいて、その後の動向も見てあり方も検討していきたい……ちょっと年々赤字が続いているという状況ですので。

○委員（榎本丈雄君） 以前はロイヤルホテルでも治療をやっておったのだけれども、あそこへどういう、持ってきて……

○委員長（高橋政実君） 榎本委員、ちょっとマイクスイッチ入れてもう一回質問してください。

〔「今課長答弁して……」と呼ぶ者あり〕

○健康づくり課長（木村律子君） ふやしていく方策の前に利用人数についてですけれども、現状の利用人数、月平均の利用者が約66人。30年度の見込みでは、800人を見込んでおります。診療日についても聞かれたんですけど。

〔「いいや」と呼ぶ者あり〕

○健康づくり課長（木村律子君） いいですか。申しわけありません。

○委員長（高橋政実君） 市長。

○市長（井畑明彦君） 鍼灸、はりのほうでございますけれども、まさにこういった今施設の中で患者さんの数、それから先生方の確保、施術師の確保と言ったらよろしいのでしょうか、前々から果たしてずっとこれを継続していけるかどうか、これは率直に言ってかなり難しい部分があるであろうというふうな思いでおります。もちろんすぐにやめるというような結論を導くものではございませんが、これはさすがにこれからも継続していく必要性が本当に高いと言い切れるかど

うかしっかりと考えて、やはり黒字化するのも難しい、ニーズとしてもなかなかそこまでのものでないとするならば、縮小、廃止ということも視野に入れているということをお知らせしてお伝え申し上げたいと思います。よろしくお願ひします。

○委員長（高橋政実君） 佐藤陽志委員。

○委員（佐藤陽志君） 381ページ、上のほうの役務費の中の手数料266万円、これ中身を教えてください。

○委員長（高橋政実君） 木村健康づくり課長。

○健康づくり課長（木村律子君） お答えします。

手数料につきましては、臨港病院からの医師派遣の手数料、5万3,000円の年間49回分を手数料で見込んでおります。

あと、それについては250万円ほどなのですけれども、あと診断書とかの手数料が6万円ほど入っております。

以上です。

○委員長（高橋政実君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） 質疑がないので、以上で議第5号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。議第5号 平成30年度胎内市黒川診療所運営事業特別会計予算について直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） ご異議がないので、これより採決します。

議第5号は原案のとおり可決すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） ご異議なしと認めます。

よって、議第5号は原案のとおり可決すべきと決定いたしました。

これより附帯決議として議第5号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） 意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、議第6号 平成30年度胎内市農業集落排水事業特別会計予算について質疑を行います。

予算全般、地方債及び一時借入金について質疑を行います。ご質疑お願ひいたします。

薄田委員。

○委員（薄田 智君） そうしましたら、2点ほどお伺ひします。

408ページの一般会計の繰入金ということで本年度2億4,800万円計上されております。これずっと見ますと、28年度が1億9,700万円、今年度が2億2,400万円、今回が2億4,800万円と、毎年



一般会計から繰り入れが増えているわけですね。先ほど来一般会計が非常に厳しいという中で、こういう形で増えていると。全体が6億円なのですね。6億円の事業で占める割合がもう40%を超えている。41%という部分。あと、使用料について見たら1億4,500万円で、大体24%。やはり何としても財政の健全化を図っていかなければいけないと思うのですが、今後はこれではやはりまずいと思うのですけれども、これからの考え方というか、使用料を上げていくのか、その辺をお聞きしたいのが1点と、もう一点が420ページ、公債費ということで今回市債の返済が4億2,500万円計上されております。この事業の残高は大体50億円を超えていると思うのです。五十二、三億円だと思うのですが、この五十二、三億円の市債の残高、今後どう考えていくのか、この2点をお聞きいたします。

○委員長（高橋政実君） 高橋副市長。

○副市長（高橋 晃君） 1点目の一般会計からの繰入金並びに今後の特別会計の運営というか、農集排自体をどういうふうと考えていくかというご質問でございますが、繰入金につきましては前年度の交付税の基準財政需要額をそっくりまず一般会計から特別会計、プラス事業で足りない分につきましてまた足し増しをして、一般会計から繰り入れて運営しているという状況であります。農集排全体を見ますと、平成29年度で黒川地区の強靱化をまず行ったというようなことでございますけれども、この施設全般にやはり老朽化している並びに集落、集落が点在しているので、管渠の長さが非常にまず長いということを考えますと、この農集排を維持していくというのはかなりの経費が今後もかかっていくだろうというふうなところでございます。こういう形で一般会計からの繰り入れをだんだん、だんだんふやしていった方がいいのかということではありますが、やはりどこかの時点で使用料の見直しというのは検討すべき時期が当然来だろうというようなことで、現在も将来推計を見越した中でこれからの、ほかの施設も、黒川やっと終わったばかりですけれども、ほかも出てまいりますので、その修理費、修繕費、更新費等も含めた中で適正な使用料に関してやはり検討していくというふうな方向性だと考えているところでございます。

2点目の起債の償還ということでございますけれども、これにつきましてもただいま健全化、健全経営ということにも絡んでくるわけですが、実際事業をやるときにどうしても資本整備の部分では起債を起こした中で、負担を一時的なものではなくて長い年度で償還して、均一化した経費負担というふうと考えていかなければならないので、この事業費を起債を起こすということはやむを得ない部分ではないのかなと。ただし、これもできるだけ国等の支援のあるようなものを起債を充てていくというようなこととなりますし、また工事自体もできるだけ必要性の高いもの、緊急性のあるものを順次選りながらやっていくというようなことで考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（高橋政実君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） ありがとうございます。

当然受益者負担というか、利用した人は負担していかなければいけない、今回の農集排も使用料を上げていくのだという方向性なのだと思うのですけれども、使用料というのは全県の中でも本当高いのですよね。そういう部分でまた上げるとなると、市民からのやはりそういうふうな、何で胎内市こんなに高いのだと、やはり胎内市離れも出てくると思うのです。そういう部分も加味すると、あまり上げるというのはいかかなものかなと思うし、だけれども農集排の財政実態は厳しいしという部分で、やはり非常に難しいやはり状況だと思うのですが、これからやはりいい方向というのではないと思うのですよね、実際。その辺も難しい判断なのですから、今の状況を加味しながらどうしていくのだというのをもっと早目に結論というか、出していかないとずっと同じような状況だと思うので、ぜひ検討していただいて、これはもう農集排も下水道も同じわけですから、ぜひ検討いただきたいということで思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（高橋政実君） 副市長。

○副市長（高橋 晃君） 今農集排のほうは乙地区、黒川地区、鼓岡地区、大長谷地区というようなことで4つの地区に分かれております。おのおので利用していただいているわけですが、今黒川のほうで更新工事を行ったばかりだということをお話ししましたが、将来的には今4つ処理場のあるものを幾つかを統合して経費の節減を図っていくというようなことは将来的には考えていかなければならないと思います。地理的要件から考えますと、黒川と乙の処理場を1カ所にしてしまふとかいうようなことは将来的にはやはり考えていかなければならないのだろうなということでもあります。委員おっしゃるとおり、なかなかこれは先ほど言った前提条件、管渠が長いということ、老朽化してきているということ、それを考えても一般会計から出していくのがいいのか、利用者の方にご負担いただくのがいいのか、そのあたりいろいろ難しい決断は出てくるかと思えますけれども、少なくとも将来にわたってこれはやっていかなければならないということは既成の事実というふうに考えておりますので、そこをできるだけ経費節減を図れるような形で考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（高橋政実君） 榎本委員。

○委員（榎本文雄君） 417ページの節の13、委託料。これ今副市長も言われておりましたけれども、汚泥処理施設維持管理費業務委託料、これは4カ所にあるのですよね。最近乙地区もできたのですけれども、旧黒川地区に3カ所あるのですけれども、これ一括して1業者に委託するのですか、それとも乙地区はほかの業者にやっているのか。これは下越清掃さんがやっております。

それから、下のところの7万2,000円、清掃委託料。これは、どこの清掃をやっているのだ。7万円ちょっと。その処理場の中の清掃をやっているならば下越清掃さんにそれを含めてやっても多分いいのだけれども、別に。これどこをやっているのか。

それから、節の15、383万円ばかり施設整備工事、これはどういった工事なのか。合併浄

化槽になるのですか。何なのですか。

○委員長（高橋政実君） 副市長。

○副市長（高橋 晃君） 1点目の汚泥処理施設業務管理委託については何社に委託しているかということにつきましては、4カ所とも同じ業者、1社ということであります。

それから、真ん中の、ちょっと飛ばさせていただきまして、順序が変わりますが、昨年までは先ほども申し上げましたとおり黒川の施設の大きな更新事業があったので、工事費が多かったのですが、ことしにつきましてはそれがないので、乙の処理場の一部更新工事だとか、黒川処理場のスプレーポンプの更新工事だとか、大長谷のばっ気沈砂ブローア更新工事が予定されているところでございます。

7万2,000円のほうにつきましては、隣にあります事務所の清掃委託でございます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） ほかによろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） 質疑がないので、以上で議第6号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。議第6号 平成30年度胎内市農業集落排水事業特別会計予算について直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） ご異議ないので、これより採決します。

議第6号は原案のとおり可決すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） ご異議なしと認めます。

よって、議第6号は原案のとおり可決すべきと決定しました。

これより附帯決議として議第6号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、議第7号 平成30年度胎内市簡易水道事業特別会計予算について質疑を行います。

予算全般、地方債及び一時借入金について質疑を行います。ご質疑お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） 質疑がないので、以上で議第7号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。議第7号 平成30年度胎内市簡易水道事業特別会計予算について直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） ご異議がないので、これより採決します。

議第7号は原案のとおり可決すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） ご異議なしと認めます。

よって、議第7号は原案のとおり可決すべきと決定いたしました。

これより附帯決議として議第7号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） ご意見はないので、以上で意見の聴取は終了します。

次に、議第8号 平成30年度胎内市地域産業振興事業特別会計予算について質疑を行います。

予算全般、地方債及び一時借入金について質疑を行います。ご質疑お願いします。

渡辺俊委員。

○委員（渡辺 俊君） まず、米粉ですけれども、これは海外戦略は図っているのかどうか、その辺ちょっとお聞きします。海外に米粉そのものを輸出しているのかどうか、新潟製粉から。

それとワイン、代表質問でもあったのだけれども、これから販売を強化して、いかなければならないのだけれども、山のほうはそれでやっていくとして、その後のワイナリーの増設といいますか、そこを30年度に考えていかなければならないのだらうけれども、増設はいいとして、売り方というか、その辺これからやはり強化していかなければならない。いろんなやり方あるのだけれども、我々もあちこち視察へ行って、そういったワインの産地へ行ってあれなのだけれども、1つ目につくのはやはり庁舎内の車に大きく何とかワインと、こんなふうに書いているのがあります。ビールだと胎内高原ビールとか、ああいうマイクロバスに書いてある。ああいうのは市長の車には無理なのだけれども、今度買う議長車のそういうところにパーと胎内高原ワインやってくれればいいし、それから企業版ふるさと納税とかやるではないですか。そうしたときに大手企業の本社勤務のOLなんかを無料招待して、ロイヤル来てもらって、ワインとかそういうのを飲んでもらって、そういう方に宣伝してもらおうということも絶対必要だし、そこに地ビールでなくてクラフトビールですか、これなんかも20周年だから、そういうのを記念的にやって大々的にPRしていくということを企画してもらいたいなのだけれども、市長いかがですか。

○委員長（高橋政実君） 市長。

○市長（井畑明彦君） それでは、2点ご質問いただきまして、米粉に関しての輸出は担当課長から答弁をさせていただきます。

私のほうからは、ワインの販売戦略、それから地域の魅力を高めるためにどういうふうにしていくかと。せっかく渡辺委員のほうから車に対する広告でしょうか、一例として示していただいて、まさにその宣伝、そういった宣伝がいいかどうかは別にして、その必要性和意義は高いというふうに私自身も思っております。つくったはいいけれども、どういうふうにPRして、どういうふう to 売れるのだということが大切になってくるわけでございましょうから、そのあたりもろ

もろ考えている実は途上にございまして、胎内市に来たらワインが飲めるというふうにする戦略もありましょうし、それから東京の多くの方々が利用なさる知名度の高いホテルやお店にそれを限定で置いておくというようなことも必要かなと。漠然といろいろなところに置くというのは、数量も限定されていますから、それをやはりめり張りをつけなければいけないとまずは考えているところをございます。

あと企業版ふるさと納税云々につきましては、この辺もクラウドファンディングと脈を同じくするものをございましょうから、あわせて考えてまいりたいと思います。多くの人に来ていただいてということ、これは無料にするというふうになるとなかなか難しいのですけれども、しかし既に来年度東京郷人会、それから関西郷人会に行ったときに、準備を進めているのですけれども、繁忙期ではなくて閑散期に若干優待というようなことで、関西在住の方々、関東圏在住の方々に閑散期にロイヤルにお越しいただく割引券などを用意して、そのときにワインとかお土産で買っていただけるような、今なかなか時期によってはまだ新しいものができておりませんが、少なくともPRはできるだろうと。これまでそういったことを、郷人会は郷人会で交流をするのだけれども、観光、あるいは魅力発信、そしてつないでいただくようなことがなかなか手薄だったかもしれないので、そのあたりを来年度は力点を注いでやっていこうというプランニングを行っているところをございます。ほかにももろもろいろんな企画やアイデアあるかと思いますが、よろしくお願いたします。

○委員長（高橋政実君） 榎本農林水産課長。

○農林水産課長（榎本富夫君） 1点目の米粉の海外輸出の戦略ということをございますけれども、今現在新潟製粉のほうで戦略的にやっているということではないのですけれども、既にアメリカのほうにグルテンフリーの米粉を輸出してございます。今後も恐らく需要があれば引き続きやっていくということで聞いております。よろしくお願いたします。

○委員長（高橋政実君） 渡辺俊委員。

○委員（渡辺 俊君） 地ビールはクラフトビールはいいのだけれども、ワインなのですけれども、これ市長の名案だと思うのだけれども、ノンアルコールワイン、これがこれから健康志向ではやってくるので、そこを検討してもらって、女性にも受けるように。飲めない人、アルコール。それは、桐生副委員長なんかがいっぱい買うと思うのです。

○委員長（高橋政実君） 副市長。

○副市長（高橋 晃君） 私自身は、どちらかというところアルコールが入っていたほうが好みなのですが、今ノンアルコールのワインをつくるだけの施設とか、それから技術がない。今のところ持ち合わせていないので、市場の動向を考えた中で、それが販売促進にどんどんつながっていくのだよということであれば、やはり技術だとか施設だとか、あと整備も必要になってくると

思いますので、そうになったら検討させていただきたいというところがございます。

○委員長（高橋政実君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） 質疑がないので、以上で議第8号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。議第8号 平成30年度胎内市地域産業振興事業特別会計予算について直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） ご異議ないので、これより採決します。

議第8号は原案のとおり可決すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） ご異議なしと認めます。

よって、議第8号は原案のとおり可決すべきと決定しました。

これより附帯決議として議第8号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） ご意見はないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

12時になりましたけれども、継続させていただきます。

次に、議第9号 平成30年度胎内市鹿ノ俣発電所運営事業特別会計予算について質疑を行います。

予算全般について質疑を行います。ご質疑お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） 質疑がないので、以上で議第9号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。議第9号 平成30年度胎内市鹿ノ俣発電所運営事業特別会計予算について直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） ご異議がないので、これより採決します。

議第9号は原案のとおり可決すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） ご異議なしと認めます。

よって、議第9号は原案のとおり可決すべきと決定しました。

これより附帯決議として議第9号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋政実君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

これで本日の委員会の日程は終了いたしました。

次の委員会は、明日午前10時より議第10号から議第12号までの審査を行います。

なお、採決及び委員会として付すべき意見の聴取も議案ごとに行います。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 零時01分 散 会